

薬食血発0118第6号
平成23年1月18日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成22年8月4日付け医政経発0804第1号、健感発0804第1号、薬食血発0804第1号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知により、周知したところである。

先般、12月9日付け通知において、各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の一部解除を行ったところであるが、その後のワクチンの流通状況からみて、融通用ワクチンの取扱について下記のとおりとするので、貴管下関係者に対してご指導方よろしくお願いいたしたい。

記

- 1 融通用ワクチン10万本(1mL換算)については、平成23年1月24日をもって製造業者等に対し、10万本(全量)を一般に供給するよう依頼することとしたこと。
- 2 1による融通用ワクチンが供給解除された後において、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合については、厚生労働省医薬食品局血液対策課まで連絡すること。
- 3 接種シーズン終盤までワクチンを在庫した後返品することは、安定供給の妨げになる。そのため、状況によっては、厚生労働省は、接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することがあること。

